平成30年度 優良PTA被表彰団体の決定について

1 文部科学大臣表彰

(1)優良PTA団体表彰

被表彰団体2団体

| 団 体 名 | 会 長 | 校 長 |
|-------------------|------|-------|
| 川崎市立子母ロ小学校父母と先生の会 | 加我智之 | 田中真喜男 |
| 川崎市立菅生中学校PTA | 飯田満 | 長谷川雅之 |

表彰式: 11月21日(水) ホテルニューオータニ

(2) PTA活動振興功労者表彰

被表彰者2名

| 氏 名 | 経 歴 |
|-------|----------------|
| 小原 良 | 川崎市PTA連絡協議会元会長 |
| 齊藤 植栄 | 川崎市PTA連絡協議会元会長 |

表彰式: 11月21日(水) ホテルニューオータニ

2 神奈川県教育委員会表彰

被表彰団体5団体

| 団 体 名 | 会 長 | 校 長 |
|---------------|------|-------|
| 川崎市立宮前小学校PTA | 北本達也 | 山岡昌子 |
| 川崎市立古市場小学校PTA | 小林雅代 | 吉浜慎一 |
| 川崎市立白幡台小学校PTA | 川又克成 | 島田美奈子 |
| 川崎市立下布田小学校PTA | 杉田剛 | 千野隆之 |
| 川崎市立柿生中学校PTA | 瀬山正流 | 財田信之 |

表彰式 : 11月14日(水) 神奈川県庁

被表彰団体等業績

【文部科学大臣表彰】

(1)優良PTA団体表彰

川崎市立子母ロ小学校父母と先生の会

PTA活動に参加しやすい環境づくりを行い、役員や委員以外の会員も主体的に活動できるよう、ボランティア制度を導入するなど工夫をしている。

川崎市立菅生中学校PTA

学校生活等検討委員会で、生徒の学校生活における問題点の改善に取り組み、成果を上げている。また 近隣の学校と連携して情報交換を密に行い、自校のより充実したPTA活動に繋げている。

(2) PTA活動振興功労者表彰

小原 良 川崎市PTA連絡協議会元会長

川崎市PTA連絡協議会会長を5年間務め、前年の踏襲に留まることなく、新たな事業の実施に積極的に取り組み、協議会の適切な運営改善等に貢献した。

齊藤 植栄 川崎市PTA連絡協議会元会長

川崎市PTA連絡協議会会長を3年間務め、PTA活動の健全な発展、保護者等に対する家庭教育の推進に積極的に取り組んだ。

【神奈川県教育委員会表彰】

川崎市立宮前小学校PTA

PTA活動において細やかな役割分担を設定し、全会員にPTA活動へ参加する機会を設けて、役員等に負担がかからない工夫がなされている。また、登校時見守り活動、下校時パトロール、祭礼パトロールを実施し、会員の交通安全に対する意識の向上を図っている。

川崎市立古市場小学校PTA

学校、地域の自治会、学校施設開放運営委員会の方々と協力して盆踊り大会を開催するとともに、 地域の人々の協力を得ながら児童の登下校時の見守り運動や挨拶運動を実施することにより、子ども たちと地域の関わりが深まっている。

川崎市立白幡台小学校PTA

規約改正を行い、今まで外部組織であったPTA会員とそのOBで組織する「ダディサポーター」をPTA組織とし、連携を密にすることで、父親等の意見を活動に反映させ、より活発な活動に繋げている。

川崎市立下布田小学校PTA

全員参加のPTA活動を目指し、全員が自分のライフスタイルにあわせて参加できる「サポーター制度」を導入し、活発なPTA活動に繋げている。また、PTA主催の事業について地域の団体に声掛けを行い、多くの団体に参加していただくことで、保護者と地域と学校の顔と顔の見える関係に繋げている。

川崎市立柿生中学校PTA

各地域で開催されるイベントに校外生活委員が中心となってパトロール等を行うことで、地域との繋がりを深めている。また、安全で安心な生活環境推進の取組の一環として、日頃から保護者の子どもたちへの挨拶活動を積極的に行っている。

優良PTA文部科学大臣表彰要項

平成13年5月7日 文部科学大臣決定 平成30年4月10日 一 部 改 正

1 趣旨

PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を上げているPTAを表彰し、PTAの 健全な育成、発展に資することを目的とする。

2 表彰基準

組織・運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。

(1)組織·運営

- ア 適切な組織が構成され、効果的な運営が行われていること。
- イ 会員の総意を十分反映して運営が行われていること。
- ウ 保護者と教師との協力が円滑に行われていること。
- エ 予算,経理が適切であること。
- オ 地域の諸機関・団体との連携・協力が図られていること。
- カ 組織運営に関する適切な情報公開、活発な広報活動が行われていること。

(2)活動

- ア 地域住民等と協働して行う「地域学校協働活動」(学校支援活動、放課後や休業日等 における教育・体験活動、学校外における教育・体験活動、その他地域の住民・団体等 と協働して行う諸活動)が活発に行われていること。
- イ 学校教育,家庭教育,社会教育に関する学習活動その他会員相互の学びに関する諸活動が活発に行われていること。
- ウ 児童・生徒等の生活指導に関する活動が活発に行われていること。

3 被表彰候補団体の選考及び推薦の方法

- (1) 都道府県教育委員会は、上記表彰基準に従い、各都道府県内のPTAのうち優良と認められるPTAを原則として3団体以内(ただし、指定都市を含む道府県にあっては1市あたり2団体以内、特別区を含む東京都にあっては5団体以内の推薦分をこれに加えることが出来る。)を選考し(選考にあたっては、幼稚園、認定こども園、高等学校、特別支援学校のPTAのうち、必ず1団体は含むこととする。)、別紙様式により文部科学大臣あてに推薦すること。
- (2) 選考にあたっては、各都道府県内の校種別校数や設置者別校数等の状況等を考慮すること。
- (3)被表彰候補団体の選考に当たっては、都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。

4 被表彰団体の選考

文部科学省に優良PTA審査委員会を設け、都道府県教育委員会から推薦された PTAについて書類審査により選考する。

5 その他

被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

PTA活動振興功労者表彰要項

平成30年4月10日文部科学大臣決定

1 趣 旨

PTA活動の振興に顕著な功績のある者を文部科学大臣が表彰し、もってPTAの健全な育成と発展に資する。

2 表彰基準

被表彰者は、単位PTA又は全国・ブロック・都道府県・郡・市(区)町村のPTA連合組織において、原則として3年以上にわたり、会員又は役員として、次に揚げる分野において、その活動の振興に顕著な功績のある者であること。

ただし、PTAの名目的な役職の地位にあったのみの者、PTAに対する財政的援助をしたのみの者、主として学校後援会的活動に従事したのみの者、及び過去にPTA活動振興功労者として文部大臣又は文部科学大臣の表彰を受けている者を除く。

- (1) 組織の整備・充実、運営面の改善に関すること。
- (2) 会員相互の学びに関する諸活動の振興に関すること。
- (3) 地域の教育環境の改善に関すること。
- (4) 児童・生徒等の学校外における諸活動や、生活の指導に関すること。

3 被表彰候補者の選定と推薦の方法

(1) 都道府県教育委員会等は、上記表彰基準に従い、次のとおり被表彰候補者を選び別紙様式により、文部科学大臣あてに推薦すること。

| 推薦者 | 区分 | 人数 |
|---------------|---|--|
| 都道府県 教育委員会 | 幼稚園・認定こども園・小・中学校・ 特別支援学校PTA関係者 高等学校PTA関係者 | 3名以内(ただし,指定都市1市を含む道府県にあっては5名以内,特別区または指定都市2市以上を含む都府県にあっては7名以内) 2名以内(ただし,指定都市1市を含む道府県にあっては4名以内,特別区または指定都市2市以上を含む都府県にあっては6名以内) |
| PTA 全国組織 | 各団体に関係するPTA関係者 | 各団体3名以内 |

(2) 被表彰候補者の選考に当たっては、選考委員会を設けるなど、適切な措置を講ずること。

4 被表彰者の決定

被表彰者は、都道府県教育委員会等から推薦された者及びこれらに準ずる者の中から文部科学大臣が決定する。

また、被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県教育委員会表彰規則(昭和24年神奈川県教育委員会規則第12号)第6条 の規定に基づき、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰候補者の推薦基準)

- 第2条 組織、運営及び活動について、次に掲げる要件を満たす団体であること。
- (1) 組織·運営
 - ア 適切な組織が構成され、参加しやすい環境づくりや効果的な運営が行われていること。
 - イ 会員それぞれの状況等に配慮しながら、幅広く意見聴取を行うなど、会員の総意を十分反映した運営 が行われていること。
 - ウ 保護者と教職員との協力が円滑に行われていること。
 - エ 予算、経理が適切であること。
 - オ 広報活動が活発に行われていること。
- (2) 活動
 - ア 学校教育及び家庭教育に関する学習活動その他成人教育に関する諸活動が活発に行われていること。
 - イ 地域の教育環境の改善に効果を上げていること。
 - ウ 児童・生徒等の学校外における諸活動の促進や生活指導に関する活動が活発に行われていること。
 - エ PTAの諸活動において、学校以外の各種機関・団体と連携・協力を図っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、表彰の期日において発足した日から3年を経過していないPTAは、表彰の候補者となることができない。

(推薦)

- 第3条 神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、別表の左欄に掲げる者に対して、同表の右欄に掲げるPTAの表彰候補PTAの推薦を求めることができる。
- 2 前項の推薦は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰表彰候補PTA推薦書(別紙様式1)に、表彰候補PTA調査票(別紙様式2及び別紙様式3)及び関係書類を添えて提出させるものとする。

(被表彰 Р Т А の選考)

- 第4条 教育長は、前条により推薦されたPTAの中から表彰を行うPTAを決定する。
- 2 被表彰 P T A の決定に当たっては、優良 P T A 表彰候補団体選考委員会の意見を徴するものとする。 (表彰)
- 第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。
- 2 前項の場合において、記念品を贈ることができる。

(選考・決定の取消)

第6条 被表彰候補団体から虚偽申請等があった場合は、選考・決定を取り消すことができる。

(補則)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- 附 則 1 この要綱は、平成14年4月9日から施行する。
 - 2 優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰要綱(平成7年6月27日制定)は、廃止する。
- 附 則 1 この要綱は、平成15年3月27日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 1 この要綱は、平成22年2月5日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。 附則 1 附則 この要綱は、平成26年1月14日から施行する。 1 附則 この要綱は、平成27年1月26日から施行する。 附則 1 この要綱は、平成28年1月18日から施行する。 1 この要綱は、平成28年7月27日から施行する。 附 則 附 則 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 1 この要綱は、平成30年1月31日から施行する。

別 表

| 推薦者 | 推薦対象PTA |
|-----------------------------------|--------------------------------------|
| 横浜市教育委員会教育長 | 横浜市立の小・中学校及び高等学校のPTA |
| 川崎市教育委員会教育長 | 川崎市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及び 高等学校のPTA |
| 相模原市教育委員会教育長 | 相模原市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校の PTA |
| 横須賀市教育委員会教育長 | 横須賀市立の幼稚園・認定こども園・小・中学校及 び高等学校のPTA |
| 神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長 | 管轄区域内の公立の幼稚園・認定こども園・小・中 学校のPTA |
| 神奈川県立高等学校PTA連合会会長 | 県立の高等学校及び中等教育学校のPTA |
| 神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合 会会長 | 左記の団体に所属する特別支援学校のPTA |
| 神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A連合会会長 | 左記の団体に所属する特別支援学校のPTA |
| 神奈川県聾学校PTA連合会会長 | 左記の団体に所属する特別支援学校のPTA |
| 神奈川県盲学校PTA連合会会長 | 左記の団体に所属する特別支援学校のPTA |
| 横浜国立大学教育学部長 | 横浜国立大学教育学部附属小・中学校のPTA |



30 文科生第422号 平成30年10月4日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長

常盤



平成30年度優良PTA文部科学大臣表彰(小学校,中学校, 義務教育学校,特別支援学校,私立幼稚園・認定こども園PT A)被表彰団体の決定について(通知)

標記について、優良PTA文部科学大臣表彰要項に基づき、下記のとおり 決定しましたので通知します。

記

被表彰団体名:海老名市立大谷小学校PTA 横浜市立白幡小学校PTA 川崎市立子母ロ小学校父母と先生の会 神奈川県立茅ケ崎養護学校PTA 横浜市立上飯田小学校PTA 相模原市立上鶴間小学校PTA 川崎市立菅生中学校PTA 厚木市立相川小学校PTA 相模原市立相武台小学校PTA

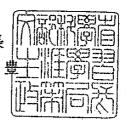




30 文科生第424号 平成30年10月4日

神奈川県教育委員会教育長 殿

文部科学省生涯学習政策局長常 盤 鬼



平成30年度PTA活動振興功労者表彰(小学校,中学校, 義務教育学校,特別支援学校,私立幼稚園・認定こども園P TA)被表彰者の決定について(通知)

標記について、PTA活動振興功労者表彰要項に基づき、下記のとおり 決定しましたので通知します。

記

被表彰者名

小原 良(川崎市PTA連絡協議会 元会長)

森川 智之(横浜市PTA連絡協議会 元会長)

栗原 秀泰 (横浜市РТА連絡協議会 元会長)

生田 麻実(横浜市PTA連絡協議会 元会長)

桜井 健(横須賀市立長浦小学校PTA 会長)

木内 博子(神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校PTA連合会 会長)

齊藤 植栄 (川崎市PTA連絡協議会 元会長)



川崎市教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長 (公印省略)

平成30年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について(依頼)

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、次のとおり表彰団体が決定しましたので通知します。

ついては、表彰式を次のとおり行いますので、御多用のところ申し訳ありませんが、貴所属関係職員の出席について御配慮賜りますとともに、被表彰PTAに対し表彰決定及び代表者の表彰式への出席(1団体3名以内)について御連絡いただき、別紙「出席者名簿」により、出席者氏名を平成30年10月19日(金)までに電子メールにて当課あて御報告くださいますようお願いします。

1 被表彰団体 川崎市立宮前小学校PTA 川崎市立古市場小学校PTA 川崎市立白幡台小学校PTA 川崎市立下布田小学校PTA 川崎市立柿生中学校PTA

2 表彰式

- (1) 日 時 平成30年11月14日(水)14:00~15:00(受付は13:30~14:00)
- (2)場 所 神奈川県庁本庁舎3階 大会議場(横浜市中区日本大通1)
- (3) 交 通 別添周辺案内図のとおり
- (4) その他 お車での御来場は御遠慮ください。

手話通訳が必要な場合は、10月9日(火)までに御連絡ください。

問合せ先

教育局生涯学習部生涯学習課 社会教育グループ 福士、笠原 電 話 (045)210-8347(直通) ファクシミリ (045)210-8939

電子メール syakyou@pref.kanagawa.lg.jp

【参考】

(社) 日本PTA全国協議会会長表彰

被表彰団体2団体

| 団 体 名 | 会 長 | 校 長 |
|---------------|------|------|
| 川崎市立西菅小学校PTA | 齋藤恵美 | 岩倉義則 |
| 川崎市立栗木台小学校PTA | 新井大貴 | 宮下智 |

※川崎市PTA連絡協議会からの推薦

表彰式 : 11月21日(水) ホテルニューオータニ